

平成27年度 第2回たつの市都市計画審議会 要旨

○開催日時 平成27年12月11日（金）午後2時00分から午後3時45分

○開催場所 本庁 301会議室

○出席者 委員17名（代理出席2名含む）※欠席者3名
市職員7名

○傍聴者 3名

○審議事項

議案第1号 たつの市都市計画マスタープラン（案）の策定について

議案第2号 たつの市土地利用計画（案）の策定について

議案第3号 特別指定区域の指定（案）の申出について

○審議事項の説明

議案第1号 たつの市都市計画マスタープラン（案）の策定について

都市計画法に基づくパブリックコメントの結果

- ・ 実施期間 平成27年9月25日から平成27年10月19日まで
- ・ アクセス数 238件
- ・ 窓口閲覧人数 3人
- ・ 意見書の提出 なし

議案第2号 たつの市土地利用計画（案）の策定について

たつの市まちづくり要綱に基づく縦覧の結果

- ・ 縦覧期間 平成27年11月16日から平成27年11月30日まで
- ・ 縦覧人数 11人
- ・ 意見書の提出 1件

議案第3号 特別指定区域の指定（案）の申出について

兵庫県都市計画法施行条例に基づく縦覧の結果

- ・ 縦覧期間 平成27年11月16日から平成27年11月30日まで
- ・ 縦覧人数 9名
- ・ 意見書の提出 なし

○採決の結果

議案第1号 たつの市都市計画マスタープラン（案）の策定について

原案どおり可決

議案第2号 たつの市土地利用計画（案）の策定について

原案どおり可決

議案第3号 特別指定区域の指定（案）の申出について

原案どおり可決

【審議内容】

事務局	<p>(議案第1号について説明)</p> <p>都市計画マスタープランは、平成21年12月に策定後、概ね5年を経過したため、この度、社会経済情勢を踏まえ、一部見直しを行っています。</p> <p>都市計画マスタープランの見直し作業としましては、後ほど説明させていただきます土地利用計画とともに昨年度からワーキング部会や策定委員会を中心に調査検討を行い、市民へのアンケート調査、県関係機関からの意見を集約し、案を取りまとめ、9月14日の市都市計画審議会で報告させていただきましたが、そこから変更があった内容を説明させていただきます。前回からの主な変更点としましては、P34にある将来の人口フレームについて、たつの市人口ビジョンに基づいた人口見通しを平成32年77,000人、平成42年73,000人として記載している点となります。</p> <p>なお、前回都市計画審議会後の9月25日から10月19日まで市ホームページ、本庁及び支所の窓口にてパブリックコメントを実施しております。市ホームページへのアクセス数は238件、窓口の閲覧者は3名でしたが、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>本日は、本文の記述についてお諮りするものですが、レイアウト等については、今後、印刷工程において、見やすいもの、親しみやすいものにしたいと考えております。諮問後、一部校正させていただくことを御了承いただきたいと思っております。</p>
会長	<p>質問がありましたら挙手の上、お願いします。</p>
委員	<p>たつの市には、陸上競技場がない。陸上競技場の建設を都市計画マスタープランに掲載してはどうか。</p>
事務局	<p>都市計画マスタープランの上位計画として、たつの市総合計画があります。総合計画で位置づけされていないものを下位計画で位置づけることはできません。しかし、総合計画の担当課へ要望は伝えておきます。</p>
委員	<p>P38 ページに「はつらつセンターを市の健康・福祉ゾーンの総合拠点として機能の充実を図ります」とあるが、まち未来創造戦略では「ネウボラ」ということで挙がっており、ずれがあるように思われる。そのあたりの調整はしているのか。</p>
事務局	<p>都市計画マスタープランの策定にあたり、福祉部局とも協議はしていますが、再度確認させていただきます。</p>

<p>会長</p>	<p>意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第1号につきまして、承認される方は挙手願います。</p> <p>(出席委員17名中、過半数が挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>出席委員の過半数が挙手されておりますので、議案第1号については、本案のとおり承認されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案第2号について説明)</p> <p>土地利用計画(案)につきましては、前回の都市計画審査会后、10月7日県庁調整会議、11月10日県開発審査会の事前審査において説明を行いました。特段意見等もなかったため、主な修正等はありませんが、前回の土地利用計画(素案)の段階では、県と協議中であったため未掲載であった附属資料について、P109以降6ページに渡って記載しております。内容につきましては、109Pから113Pに景観形成計画としまして、景観方針及び建築基準について記載しております。また、113P、114Pは災害対策について記載しております。これらにつきましては、過去に策定した、新宮地域、御津地域、龍野・揖保川地域の3つの土地利用計画及び「吉島地区」「中井地区」「黒崎地区」の3つの地区土地利用計画に記載の内容を引き継ぐものでありますが、一部P112の表3に記載しておりますように、御津地域の室津地区については、昨年度地縁者の範囲を隣接大字から近隣接大字まで拡大したため、追加記載しております。また、災害対策に関しまして、P114の3行目に記載しておりますとおり、龍野地域の「中井地区」、御津地域の「黒崎地区」については、地区土地利用計画の中で災害対策について詳細に記載しているため、それぞれの方針のとおりとしております。</p> <p>本日は本文の記述についてお諮りするものですが、都市計画マスタープランと同様に、レイアウト等については、今後、印刷工程において、見やすいもの、親しみやすいものになりたいと考えております。諮問後、一部校正させていただくことを御了承いただきたいと思います。</p> <p>また、県開発審査会の事前審査後の11月16日から11月30日まで、本庁及び支所の窓口にて縦覧を実施しております。縦覧結果等につきましては、お手元の議案第2号資料「たつの市土地利用計画(案)についての縦覧結果及び意見書要旨」をご覧ください。縦覧結果についてですが、縦覧人数は本庁都市計画課7名、新宮総合支所地域振興課4名の合計11名で、意見書の提出が1名、新宮地域住民の方からございました。意見書の要旨及び市の考え方についてですが、意見書の要旨については、3点ございます。</p> <p>まず意見1としまして、「市土地利用計画(原案)及び素案作成については、いつから始まり、地域住民、団体等への説明はあったか。5年、10年後の計</p>

画を考えるのであれば、地域住民の意見の反映があるべきである。また、縦覧は修正できない一方通行で、手続きだけのものではないのか。」といった意見でございます。意見に対する市の考え方としましては、「今回の市土地利用計画の改定に当たっては、平成25年度からスタートしていますが、過去に策定した3つの計画の統合及び一部改定としているため、全ての地域住民及び団体等への説明を行っているものではありません。しかしながら、広報において数回に渡って、工場系の土地利用について要望がある場合は、市へ相談いただくよう周知し、計画策定に反映しています。また、今回の「新規居住者の住宅」の区域指定については、市の重要施策である人口減少対策で緊急を要するものであり、選定した箇所についても市街化区域から離れており一定の人口集積があるなどの条件を満たす地区を、モデル地区として進めています。そのため、選定した区域の今後の状況や地域住民の意見を踏まえながら、他の学校周辺地についても、今後、検討を進めていく予定としています。なお、各地域からの要望及び縦覧による意見につきましては、内容等を精査し、十分に検討した上で、反映が可能な内容については修正しております。

続きまして、意見2としまして、「姫路市の都市計画マスタープランは、たつの市のように細かく限定条件をしていない。大きな括りの中で、住民が話し合える場を設けているように考えられる。新宮町を考えると、香島地区も人口減少しているのに、なぜ越部地区に人口を集中させるのか。新宮町の道路、人口を集約するエリアについては、地元でも検討させて欲しい。」といった意見でございます。意見に対する市の考え方としましては、「たつの市においても、姫路市と同様に、市都市計画マスタープランについては、市の方針を示すものであり、詳細な限定条件は記載しておりません。ただし、市土地利用計画は、特別指定区域制度により建築規制緩和を図るために策定するといった側面もあり、ゾーニング等の緩和を図る区域や条件等の位置づけが必要であるため、より詳細な計画となっております。また、人口減少は、全市的な問題であり、特に市街化調整区域については、厳しい建築制限が行われてきたことにより、人口が減少し産業が衰退している現状があります。そのため、今回の「新規居住者の住宅」の区域指定については、モデル地区として進めるもので、今回の指定後の状況を踏まえながら、他の地区についても、今後、検討を進めていく予定としています。なお、次回見直しまでに地区のまちづくりに取り組みたい場合は、地区でまちづくり協議会を立ち上げ、地区土地利用計画を策定し、きめ細やかなまちづくりを実現していく手法もでございます。

最後に意見3としまして、「吉島地区の(株)ささ営農のバジル工場については六次産業との位置づけがあったが、吉島自治会長、農会長も知らないとのことであるが、どのようなことか。」といった意見でございます。意見に

	<p>対する市の考え方としましては、「今回の市土地利用計画については、従前の各土地利用計画の方針を引き継ぎながら、各地域の要望等を反映し策定しています。吉島地区の(株)ささ営農の所有地及び隣接地等については、新宮町土地利用計画策定時から特定区域(産業立地区域)に位置付けられており、今回内容を変更するものではありません。ただし、平成27年4月に県の特別指定区域制度の見直しがあり、「地域資源活用区域」(農林水産物直売所、農家レストラン、観光施設等)のメニューが新設されたため、(株)ささ営農の場合、すでに六次産業化を進めている土地利用の状況に併せて、市土地利用計画で新たに「地域資源活用ゾーン」の位置づけのみ行っているものです。今後、土地活用について計画が具体化した段階で、特別指定区域制度を活用し区域の指定を行うため、地区や地権者等と協議を進めていくこととなります。</p>
会長	<p>質問がありましたら挙手の上、お願いします。</p>
委員	<p>意見3について、自治会長や農会長に説明して納得していただいたのか。</p>
事務局	<p>意見書を提出していただいた方には、説明させていただきましたが、自治会長と農会長への説明はまだです。改めて事務局より説明させていただきます。</p>
委員	<p>太陽光パネルの建設が増えているが、災害のおそれがある場所での建設を都市計画で規制することはできないのか。</p>
事務局	<p>都市計画マスタープラン等で規制することはできません。太陽光パネルについては、市内部で総合的な対策がとれるかどうか検討中です。</p>
会長	<p>意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第2号につきまして、承認される方は挙手願います。</p> <p>(出席委員17名中、過半数が挙手)</p>
会長	<p>出席委員の過半数が挙手されておりますので、議案第2号については、本案のとおり承認されました。</p>
事務局	<p>(議案第3号について説明)</p> <p>お手元の「特別指定区域の指定(案)の申出【概要版】」の表紙の次のページをご覧ください。こちらが、県への指定申出書(案)になります。主に、</p>

指定する地区及び大字、特別指定区域での指定区分等を記載しております。続いて、赤字で「添付図書一覧表」と記載の見出しの箇所を開いてください。こちらは、添付図書の一覧になります。順に説明していきますと、「位置図」については、2ページに渡って、今回指定する箇所を地区の名称及び位置が分かるように、薄い黄色で明示しております。次の見出しで、「指定区域図（全図）」については、たつの市を北から3分割し、3ページに渡って、過去に指定した特別指定区域の指定箇所と今回の指定箇所を明示しています。「土地利用計画作成経緯の概要」「関係行政機関等協議一覧表」を掲載しております。以降につきましては、「地域活力再生ゾーン」等、各ゾーニングにおける各々の周辺地について区域カルテ、区域図等を、順に綴っておりますが、個々の内容については、以降の説明でさせていただきます。

前回の都市計画審議会では、「市土地利用計画」と「特別指定区域の指定」を一緒に説明させていただきましたが、2つの関係について分りにくい部分もありましたので、まず、特別指定区域制度の概要について、少し説明をさせていただきます。

たつの市においては、市街化調整区域において建築規制緩和を図る場合、県の特別指定区域制度を活用し、「地縁者の住宅」の区域を指定するなどして緩和を図ってきました。そのための手順としては、まず、「土地利用計画」を策定する必要があります。これは、今回のように市が策定する方法と、各地区レベルでまちづくり協議会を立ち上げ策定する方法の2つがあります。いずれにしても、地域活力の低下や地域産業の衰退といった課題を踏まえ、地域の将来像を描くことが重要となります。

土地利用計画を策定しましたら、県の「特別指定区域制度」における9つの目的型のメニューを活用し、土地利用計画に基づいて緩和を図る区域を決め、各関係機関と協議を行い、最終的に県から緩和を図る区域について指定告示をうけることで、地域の実情にあった建築物の建築が可能になり、まちづくりの実現が図られることとなります。なお、9つの目的型のメニューのうち、③の地域活力再生等区域、⑤の工場等誘導区域、⑥の沿道施設集約誘導等区域により、今回、区域を指定することになります。この流れで説明しますと、先ほどの議案第2号の「たつの市土地利用計画」が、この流れの「土地利用計画を策定」にあたり、今から説明させていただく「特別指定区域の指定（案）」が、この流れの「特別指定区域を指定」に当たります。

それでは、特別指定区域の指定（案）の申出の内容について、説明させていただきます。こちらが、今回指定する特別指定区域の指定申出の一覧表になります。今回の指定につきましては、土地利用計画においてゾーニングを行っている「地域活力再生ゾーン」「地域振興工場・流通業務施設誘導ゾーン」内において、本表の①～⑦の各地域の周辺地や沿道地の一部について指定を行うこととなります。指定する地区は、全部で17地区になります。なお、特

別指定区域制度において指定するメニュー及び用途については、右の表のとおりとなります。例えば、③番の「神岡小学校周辺地」で説明しますと、今回指定する地区は、「上横内、西鳥井、横内、北横内」の4地区の一部になります。特別指定区域制度のメニューは、「地域活力再生等区域」となり、用途として旧の指定基準に基づく「新規居住者の住宅」を指定することになります。なお、資料としてお配りしている申出図書につきましては、この表の並びと同様に綴っております。並びとしましては、「地域活力再生ゾーン」の下に、「越部小学校周辺地」、さらに指定区域として「越部中央地区」といった順に綴っております。以降②、③も同様です。また同様に、「地域振興工場・流通業務施設誘導ゾーン」の下に、「龍野西IC周辺地」、さらに指定区域として「長尾地区、竹原地区、土師地区、片島地区、大門地区」の順に綴っております。以降⑤、⑥、⑦も同様です。

続きまして、特別指定区域の指定内容について説明させていただきます。まず「地域活力再生ゾーン」における指定内容についてですが、指定地は、①越部小学校周辺地②揖西東小学校周辺地③神岡小学校周辺地になります。特別指定区域の指定については、現在の「地縁者の住宅区域」の一部で、「地域活力再生等区域」における旧の指定基準に基づく「新規居住者の住宅」の区域を指定します。「地縁者の住宅」の区域では、10年以上の居住実績がなければ建てられませんが、「新規居住者の住宅」の区域であれば、地縁性に関係なく住宅を建てることができます。また、一定の条件を満たすものについては、民間の住宅地開発が可能となり、手間なく宅地を取得することが可能になるなど、若者世帯のニーズに適しており、より定住促進が進むと考えています。なお、今回の「新規居住者の住宅」の区域については、すでに「地縁者の住宅」の区域に指定されている箇所の一部について、「新規居住者の住宅」の区域に変更するため、新たに区域を拡大するものではなく、一部、地縁といった制限を外し、誰でも建築可能な「新規居住者の住宅」に用途を変えたいといったものになります。

続きまして、各小学校周辺地の指定面積等について説明させていただきます。こちらは、「越部小学校周辺地」になります。お手持ちの申出資料については、黄色の見出しで「越部小学校周辺地」となります。その次の見出しで「越部中央地区」とありますが、添付図書としまして、地区の状況等について記載した区域カルテ、指定が可能な区域の上限面積の算定根拠等を示した算定表、越部中央地区の全体図、指定する区域の2500分の1の区域図となります。なお、以降については、この見出しの並びで説明させていただきますが、添付図書等については、同様となるため説明は省略させていただきます。

「新規居住者の住宅」の区域については、赤枠の斜め斜線で示しています。指定区域は「越部中央地区」となり、指定面積は合計1.6ha、戸数は約47戸程度を見込んでいます。

続きまして、「揖西東小学校周辺地」の指定面積等について説明させていただきます。お手持ちの申出資料については、黄色の見出しで「揖西東小学校周辺地」となります。今回指定する地区については、その次の見出しで「中垣内地区」「清水新地区」となります。パワーポイント資料につきましては、「揖西東小学校周辺地」の全体図が分るように、一つにまとめて示しております。「新規居住者の住宅」の区域については、赤枠の斜め斜線で示しています。指定区域は「中垣内地区」「清水新地区」となり、指定面積は合計 0.9ha、戸数は約 33 戸程度を見込んでいます。

続きまして、「神岡小学校周辺地」の指定面積等について説明させていただきます。お手持ちの申出資料については、黄色の見出しで「神岡小学校周辺地」となります。今回指定する地区については、次の見出しで「上横内地区」「西鳥井地区」「横内地区」「北横内地区」となります。パワーポイント資料につきましては、「神岡小学校周辺地」の全体図が分るように、一つにまとめて示しております。「新規居住者の住宅」の区域については、赤枠の斜め斜線で示しています。指定区域は「越部中央地区」となり、指定面積は合計 1.2ha、戸数は約 41 戸程度を見込んでいます。以上が、「地域活力再生ゾーン」での指定内容の説明となります。

続きまして、「地域振興工場・流通業務施設誘導ゾーン」における指定内容について説明させていただきます。指定地は、④龍野西 I C 周辺地⑤龍野 I C 周辺地⑥国道 29 号沿道地⑦県道姫路新宮線沿道地になります。なお、特別指定区域の指定は、「工場等誘導区域」における旧の指定基準に基づく「地域振興のための工場」の区域と、「沿道施設集約誘導等区域」における旧の指定基準に基づく「流通業務施設」の区域となります。以下の説明については、「地域振興の工場」の区域、「流通業務施設」の区域と省略して説明させていただきます。「地域振興のための工場」の対象事業については、先端科学技術業や、雇用者の過半数が市内に居住する事業、また、自己の原材料 もしくは生産物を、市内の事業者から購入もしくは納入している事業となります。また、「流通業務施設」の用途については、幹線道路の沿道又は I C 周辺における流通業務の用に供する施設で、対象は、一般貨物自動車運送事業、又は倉庫業になります。

続きまして、今回指定する全 11 箇所をゾーニングごとに説明させていただきます。なお、指定する箇所の個々の整備状況や開発適地等については、十分に検証を重ね、問題点等についてはクリアしており、前段の説明のとおり、県の開発審査会の事前審査等でも、概ね了承を得ております。

それでは、「龍野西 I C 周辺地」の指定区域の用途、面積等について説明させていただきます。お手持ちの申出資料については、黄色の見出しで「龍野西 I C 周辺地」となります。今回指定する地区については、次の見出しで「長尾地区」「竹原地区」「土師地区」「片島地区」「大門地区」となります。今回

の特別指定区域の指定は、青のメッシュの枠が「地域振興のための工場」の区域の指定箇所、紫のメッシュの枠が「流通業務施設」の区域の指定箇所になります。パワーポイント資料につきましては、「龍野西 I C 周辺地」の全体図が分るように、一つにまとめて示しております。今回、「長尾地区」については、工場地及び隣接する未利用地を「地域振興のための工場」の区域として、隣接の竹原地区とあわせて 2.6ha を指定します。また、同地区については、0.5ha を「流通業務施設」の区域として指定します。「土師地区」については、未利用地 0.2ha を「地域振興のための工場」の区域として、同じく「片島地区」については未利用地 0.5ha を、「大門地区」については、未利用地 0.2ha と、製材工場の土地 0.6ha の合計 0.8ha を「地域振興のための工場」の区域として指定します。

続きまして、「龍野 I C 周辺地」の指定区域の用途、面積等について説明させていただきます。お手持ちの申出資料については、黄色の見出しで「龍野 I C 周辺地」となります。今回指定する地区については、次の見出しで「上沖地区」「長真地区」「山下地区」となります。今回の特別指定区域の指定は、紫のメッシュの枠が「流通業務施設」の区域の指定箇所になります。パワーポイント資料につきましては、「龍野 I C 周辺地」の全体図が分るように、一つにまとめて示しております。今回、「上沖地区」については、隣接する長真地区とあわせて 0.5ha を「流通業務施設」の区域として指定します。「山下地区」については、同様に 0.3ha を「流通業務施設」の区域として指定します。

続きまして、「国道 29 号沿道地」の指定区域の用途、面積等について説明させていただきます。お手持ちの申出資料については、黄色の見出しで「国道 29 号沿道地」となります。今回指定する地区については、その次の見出しで「追分地区」となります。今回の特別指定区域の指定は、青のメッシュの枠が「地域振興のための工場」の区域の指定箇所になります。今回、「追分地区」については、0.5ha を「地域振興のための工場」の区域として指定します。

最後に、「県道姫路新宮線沿道地」の指定区域の用途、面積等について説明させていただきます。お手持ちの申出資料については、黄色の見出しで「県道姫路新宮線沿道地」となります。今回指定する地区については、次の見出しで「大住寺地区」となります。なお、添付図書については、先ほどと同様です。今回の特別指定区域の指定は、紫のメッシュの枠が「流通業務施設」の区域の指定箇所になります。今回、「大住寺地区」については、既設の流通業務施設の面積 0.5ha を「流通業務施設」の区域として指定します。以上が「地域振興工場・流通業務施設誘導ゾーン」での指定内容の説明となります。

続きまして、県関係課室における主な意見としましては、浸水想定区域等の災害発生の可能性のある区域についての周知等の対応についての意見がありました。市としましては、市防災ガイド及び防災マップを見直し、各戸配布することで、浸水想定区域や土砂災害危険箇所等の周知を行っていますが、

	<p>指定区域内の浸水想定区域で住宅を建築する場合、敷地の嵩上げ、建築物の高床化等の防災措置を講じるよう併せて周知することとしております。</p> <p>また、県開発審査会における主な意見としましては、「地域振興のための工場」「流通業務施設」について、周辺の土地利用との状況の中で拡大するのが適切かどうかを集落との関係を踏まえ、説明していただきたいとの意見がありました。市としましては、今回の計画につきましては、龍野西 I C 周辺地等、周辺地の状況を踏まえた新たなゾーニングを、市土地利用計画において行っておりますので、来年 2 月予定の県開発審査会の本審査において、より具体的に説明を行う予定です。</p> <p>続きまして、縦覧結果ですが、縦覧期間はこの 11 月 16 日～30 日の 2 週間、本庁都市計画課及び各総合支所地域振興課窓口にて行いました。「特別指定区域の指定（案）の申出」の縦覧結果につきましては、窓口の閲覧者は 9 名、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>最後に、指定までの今後のスケジュール等について説明させていただきます。本日の市都市計画審議会へ諮問し了承を得られましたら、市土地利用計画の決定及び公告のうえ、県へ特別指定区域の指定申出を行い、来年 2 月に県開発審査会の本審査を受けることとなります。本審査で了承いただければ、遅くとも 3 月末までに指定告示の予定で進めております。なお、指定区域の運用開始は、指定告示後を予定しております。以上で、特別指定区域の指定（案）の申出についての説明を終わらせていただきます。</p>
会長	質問がありましたら挙手の上、お願いします。
委員	地域活力再生ゾーンについて、前回の説明であった半田小学校周辺地が外されているが、なぜか。
事務局	半田小学校周辺地については、道路整備等も含めて利活用を検討した方が効率的なまちづくりができると考えたため、特別指定区域ではなく地区計画という制度を利用する方向で検討しています。
委員	今回の指定の申出は、誰が誰にするのか。
事務局	今回は、市が指定の候補地を検討し、地権者の意向を確認した上で指定地を確定していますので、市長から県知事へ申出します。
委員	今回の指定から外れていても、地元から要望があれば指定可能か。
事務局	地元でまちづくり協議会を立ち上げ、地区土地利用計画を作成すれば可能で

	す。
委員	目標で新規居住者の戸数を挙げているが、何年で見直す予定か。
事務局	概ね5年後に地域の動向を見ながら検討する予定です。
委員	今回の指定を受けた場合、指定はいつまで有効なのか。
事務局	市が指定の変更を県に申し出ないかぎり、有効です。
委員	農振農用地であっても、指定は可能なのか。
事務局	農振地の指定が外れない農地は指定することができません。
委員	指定を受けた場合、資産税はどのように変わるのか。
事務局	造成等で土地の性質が変われば税額も変わりますが、指定を受けただけでは税額は変わりません。
会長	意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第3号につきまして、承認される方は挙手願います。 (出席委員17名中、過半数が挙手)
会長	出席委員の過半数が挙手されておりますので、議案第3号については、本案のとおり承認されました。
会長	以上で、本日の審議事項は終了しました。